

27環総政第306号
平成27年6月25日

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 オリンピックスタジアム実施段階環境影響評価書案審査意見書

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会オリンピックスタジアム実施段階環境影響評価書案」(以下「評価書案」という。)について審査した結果、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」(25環都環第505号 局長決定)に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
遠藤 雅彦

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
オリンピックスタジアム

3 対象事業の所在地

東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号ほか(東京都新宿区及び東京都渋谷区)

第2 意見

評価書案は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

1 総括的事項

オリンピックスタジアムは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリンピック・パラリンピック競技大会」という。）の開会式と閉会式が行われるとともに陸上競技等の開催が予定されているオリンピック・パラリンピック競技大会の中心的な施設であり、開催後はオリンピック・パラリンピックレガシーとして広く活用されることが期待されていることから、より一層の環境配慮に努めるべきである。

なお、オリンピックスタジアムは、現時点においても事業計画について様々な検討がなされていることから、今後、計画変更の内容が明らかになった場合に、必要に応じて再度予測評価を行う等、適切に対処されたい。

また、評価書案がより一層分かりやすいものとなるよう、現地調査結果の詳細、予測の基礎となる条件、算出過程等、基礎情報について整理されたい。

2 項目別事項

(1)【主要環境(大気等、土壌)】

(大気等)

- ① 現地調査結果の詳細、建設機械の稼働台数、工事中交通量等の数値、予測式の詳細等、予測の基礎となる条件及び算出過程について明らかにすること。

[生活環境（騒音・振動）共通]

- ② 建設機械の稼働に伴う排出ガスは環境基準を下回るとしているが、寄与率が高い上に、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めること。

(土壌)

土壌汚染が確認されている形質変更時要届出区域は土壌汚染対策を講じるとしている。しかし、汚染区域は計画地に散在していることから、今後、工事中に土壌汚染が新たに確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じること。

(2) 【生態系(生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑)】

(生物の生育・生息基盤)

- ① 地上部及び人工地盤の植栽計画を明らかにするとともに、人工地盤の下部空間についてもわかりやすく図示すること。
- ② 周辺のまとまった緑との連携を図った植栽を施す計画としていることから、生物の生育・生息基盤の観点において、どのような連携を図るのか具体的に示すこと。

(水循環)

- ① 地下水位の変動について、必要に応じて地下水位のモニタリングを実施する計画としていることから、フォローアップ調査等により状況を報告すること。
- ② 敷地の大部分が人工地盤等で覆われることから、地下水涵養能が維持されるよう雨水浸透施設の適切な配置と管理を行い、より一層の地下水涵養に努めること。

(生物・生態系)

- ① 計画地及びその周辺で注目される種が確認されていることから、フォローアップ調査等において、事業の実施に伴う影響を周辺の状況も含めて確認し、必要に応じて一層の環境保全措置を講じること。
- ② 植栽後の樹木の状況、維持管理の実施状況について確認し、必要に応じて適切な追加対策を講じる計画としているが、計画地内における緑全体の維持管理の方法についても具体的に記述すること。

(緑)

- ① 緑に囲まれたポケットパークを設置する計画としていることから、ポケットパークの位置及び樹種について具体的に記述し、図示すること。
- ② 既存樹をオリンピックスタジアムの緑化樹として活用するとともに、新たに植栽する樹種は明治神宮内外苑に多く見られる在来種を中心とした植栽計画としていることから、その内容を移植計画とあわせて具体的に示すこと。
- ③ 植栽計画を拡充する計画としていることから、この計画について明らかにするとともに必要に応じて予測・評価すること。

[アメニティ・文化(景観)共通]

(3) 【生活環境(騒音・振動、日影)】

(騒音・振動)

- ① 現地調査結果の詳細、建設機械の稼働台数、工事中交通量等の数値、予測式の詳細等、予測の基礎となる条件及び算出過程について明らかにすること。
[主要環境(大気等)共通]
- ② 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における騒音のより一層の低減に努めること。
- ③ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍の住宅の構造によっては建屋増幅があることも懸念されるため、必要に応じて、より一層の環境保全措置を検討すること。

(日影)

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等に日影線がかかることから、天空写真を用いて日影時間の変化について具体的に示すとともに、冬至日以外の日の日影についても予測・評価すること。

(4) 【アメニティ・文化(景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性)】

(景観)

- ① 色彩計画の検討に当たっては、国指定重要文化財である聖徳記念絵画館との調和に配慮すること。
- ② 大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画としていることから、図などを用いて具体的に示すこと。
- ③ 植栽計画を拡充する計画としていることから、この計画について明らかにするとともに必要に応じて予測・評価すること。
[生態系(緑)共通]

(史跡・文化財)

新宿区指定天然記念物のシイの生育地が改変されることから、移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう十分配慮するとともに、管理計画を定めて適切に管理すること。

(自然との触れ合い活動の場)

周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実することから、新たに整備される緑の回廊について図示するとともに、この利用経路について、計画地内の動線計画も含めて明らかにすること。

(歩行者空間の快適性)

- ① 暑さ指数（WBGT）について、予測条件及び算出過程を明らかにすること。
- ② 日影のない直射日光下では熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると予測されていることから、歩行者空間の暑さ対策により一層努めること。

(5)【資源・廃棄物(水利用、廃棄物、エコマテリアル)】

(水利用)

現計画においても雨水利用や中水利用を計画しているが、「雨水の利用の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、今後更なる雨水の利用を推進するよう努めること。

(廃棄物)

- ① 施設の建設に伴う建設発生土及び建設汚泥の排出量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。
また、建設汚泥は産業廃棄物として適正処理するとしているが、予測において目標とする再資源化率を90%としていることから、これらの関係を整理して記述すること。
- ② 建設廃棄物の排出量について、廃棄物の種類ごとに再資源化率を設定すること。
また、木材系型枠材の使用量を低減する計画としていることから、計画に基づいた木くずの排出量を予測すること。
- ③ 設備等の持続的稼働における廃棄物の予測結果について、廃棄物の種類ごとに、排出量、再資源化量及び再資源化率を分かりやすく記述すること。
また、目標とする再資源化率を既存施設の実績から49%と設定しているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーの象徴となる重要な施設であることから、より高い目標値を検討すること。

(エコマテリアル)

建設工事に関するエコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

(6)【温室効果ガス(温室効果ガス、エネルギー)】

(温室効果ガス・エネルギー 共通)

- ① 施設等の持続的稼働における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量については、新たな「エネルギー基本計画」(平成 26 年 4 月閣議決定)において新築建築物の省エネルギー化に関する方針が示されたことから、この趣旨に鑑み、更なる削減に努めること。
- ② 施設等の持続的稼働に伴う予測においては、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の算出過程等を明らかにすること。

(温室効果ガス)

工事の実施に当たっては、低炭素型建設機械の導入を検討する等、より一層の温室効果ガスの排出抑制に努めること。

(7)【土地利用(土地利用、地域分断、移転)】

(土地利用)

事業の実施に伴い計画地の土地利用は、全てスポーツ・興業施設となることから、現況と将来の土地利用状況の変化について具体的に図示すること。

(地域分断)

南側の道路(特別区道 43-660 及び特別区道 43-680)の消失する代償として、歩道状空地の設置が予定されていることから、計画地内の歩行者動線の詳細を歩道状空地へのアクセスを含め明らかにすること。

(移転)

計画地内の事務所等が隣接地へ移転する計画であることから、現況と移転先を分かりやすく図示すること。

(8)【安全・衛生・安心(安全、消防・防災)】

(安全)

当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーの象徴となる重要な施設であることから、高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ円滑に施設を利用できるよう、より一層努めること。

(消防・防災)

当該施設は大規模スポーツ施設であることから、避難経路について図などを用いて具体的に示すこと。

(9)【交通(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全)】

(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)

計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する等、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。